

(第一類 第百二十八回国会)

衆議院環境委員会議録 第一號

平成五年十月二十二日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長

奥田 幹生君

理事

福永 信彦君

理事

岡崎トミ子君

理事

大野由利子君

理事

野田 聖子君

理事

谷津 義男君

理事

笹山 登生君

理事

小泉 長一君

理事

橋本龍太郎君

理事

細田 博之君

理事

与謝野 馨君

理事

田中 昭一君

理事

松沢 成文君

理事

竹内 讓君

理事

樽床 伸二君

理事

宇佐美 登君

理事

北橋 健治君

議務大臣

國務大臣

議務大臣

田端 正広君

議務大臣

前田 武志君

議務大臣

林 幹雄君

議務大臣

持永 和見君

議務大臣

金田 誠一君

議務大臣

前田 武志君

議務大臣

宇佐美 登君

議務大臣

北橋 健治君

議務大臣

田端 正広君

議務大臣

前田 武志君

議務大臣

宇佐美 登君

議務大臣

北橋 健治君

議務大臣

田端 正広君

議務大臣

前田 武志君

議務大臣

宇佐美 登君

議務大臣

北橋 健治君

議務大臣

田端 正広君

委員外の出席者

(環境庁長官)

環境庁長官官房

環境庁企画調整局

環境庁自然保護局

議員

園田 大西

奥村 孝夫君

森 仁美君

奥村 明雄君

大西 孝夫君

森 仁美君

奥村 明雄君

園田 大西

されました。判決で本保病と認められたことと
で、この子が生きて行く上で不安が少しでも
なくなるという思いと、自分が産んだということ
との間で私の心は大きく揺れました。この子が
「なんで俺は産んだつや、生まれてこんだった
らこぎやんキッカ思いはせんでよかつたと」
と言つたことがあつたからです。この子も今年
二月に亡くなりました。私が、夫や子供たちに
魚を食べさせたのがいけなかつたのではないか
と、どうしても心に引っ掛かります。母親として
何ともつらい気持ちです。私自身の具合もよ
くありません。しかし、だからこそ精一杯がん
ばつていかなければと思います。
こういう思いを語つておられます。今、こうした
苦しんでいる患者さんが十日に一人亡くなつて
いる、そういう実態でございます。
先ほど長官の言われた御意見というものは、まさ
に環境庁としてはずっとその見地を繰り返してき
たんですけども、やはりそうではなくて、今政
治家として政治的な決着が迫られている、そういう
う時期ではないかというふうに思います。その
点 広中長官の御意見を伺いたいと思います。
そして、あわせまして、北川長官のときには水
俣病に調査に行っておられます。広中長官も機会が
あればぜひ現地行っていただければというふう
に思いますけれども、その点もあわせて伺いし
たいと思います。

く慎重に考えたい。そういう御発言でございましたので、私としては国の対応をも見守ってまいりたいと思っております。

○岩佐委員 最高裁まで持ち込まれたら何年かかるかわかりません。これでは多くの原告が被害救済されることなく亡くなることになります。これほど残酷なことはないと思います。「生きているうちに救済を」の患者さんの必死な声を今受けとめるべきだと思います。

環境庁に伺いますが、全国の地方自治体で水俣病問題の早期解決を求める要請決議や、あるいは地方議会の意見書あるいは陳情書というような形で出ておりますのが、昨年、平成四年の九月からふえております。今私ども、平成四年の九月からこれまでの一年余り、直近は去る十月十九日新潟県知事によるものまで、合わせますと三十一件ございます。これらは総じて申し上げますと、水俣病の早期解決に政府は努力をしてほしい、こういう御要請であり、その手法として和解を早期にやれということをうたい込んでおられるもの、これが七件であろうかと思います。

○岩佐委員 原告の救済なしにこの水俣病問題の解決はないということは、これはもう当然のことです。これだけの患者救済を求める世論があります。とにかく早く解決してほしい。しかも、歴代の環境庁長官、例えば昭和四十七年の大石武一長官、それから昭和四十八年の三木武夫長官、昭和五十二年の石原慎太郎長官、そして平成二年の北川石松長官、こうした皆さん、行政の責任を率直に認められ、早期解決のために努力をする、こういうふうに公式に発言をされています。

平成三年九月の福岡高裁の和解所見では、これらを指摘して、国も和解協議に参加して各当事者

と話し合い、知恵を出し合って、水俣病問題についての解決責任を果たすべく努力する必要がある、こう述べているわけです。

長官、今こういう環境庁の決断のときだと思うのですね。いろいろ今までのことがあるかもしれないけれども、もう今やらなければならぬ、そういうせっぱ詰まつた段階にあるのではないでしようか。その点についてもう一度長官のお考えを伺いたいと思います。

○広中國務大臣 總り返しになりますからあえて行政の立場については申し上げませんけれども、いましばらくお時間をちょうだいしたいと思います。

○岩佐委員 先ほど長官からお話をありました細川総理ですけれども、総選挙前に行われました被害者・弁護団へのアンケートに、和解による早期解決が望ましいと述べておられるのですね。そして、九〇年九月の県知事として和解勧告を受け入れた記者会見では、たとえ総理大臣から罷免されても、水俣病問題の解決をこれまでおこらせるわけにはいかない、こう決意を表明されています。自民党離党の理由にこのことを挙げていました。また長官も、昨年二月、女性議員有志のお一人として政府に和解に応じるよう訴えておられました。そして建立与党的各党の皆さんも、早期解決を総選挙の公約として掲げておられました。

私は、選民民に対して、あるいは公に、こういう御決意を表明されておられるわけですから、やはり政治家として本当にこれまでの被患者や弁護団の運動に賛同してきたそういう態度、一緒に頑張りましょう、そういう態度を貫いてほしい、これが私の率直な意見ですけれども、その点政治家としていかがかということですが、どうでしょうか。どうしても国の行政の根幹ということで、これは環境庁の從来の立場なんですけれども、それを乗り越えて何とか政治家としてやってみよう、そういうお気持ちがあるかどうかということです。

○広中國務大臣 先ほどお答えしたとおりでござります。

○岩佐委員 提案者の園田提案者にお伺いをさせたいと思います。
園田提案者も、被害者・弁護団へのアンケートに、党派を超えて早急な解決に全力を注ぐことは全く変わりありませんというふうに答えておられます。その態度は今変わらないのかどうか。そして、今その問題について本当に御尽力なされて、そういうお気持ちがあるかどうか伺いたいと思います。

○園田議員 結論から言うと、気持ちは変わりありません。

これは、チッソの有機水銀が原因であるということが発見されてからもう既に三十数年、公害病に認定されてからも二十数年、しかも補償法がでてきて、こうやつて本ほの患者を認定して補償し続けておるわけですが、今大臣が繰り返し言つておられます公害行政の根幹にかかるるといいますか、これはやはり原則、いわゆる不幸にして公害を出した場合にその責任は発生企業が負うべきだ、この基本は今後とも守らなければ、公害行政も、あるいは日本の経済の仕組みも大きく考え方を変えなければならぬという大問題でありまして、それだけはいかなることがあろうとも守るべきだというふうに私は思つております。

したがつて、当時の行政責任を追及されても事は始まらないと私は思つておるわけであります。が、ただ、私がそれでもなお和解を勧めたいのは、それほど長い年月を経てきて、そういう方々がもう高齢になつておられる。しかも、日本はこれから国際貢献ということが非常に大きな課題になつておりますが、環境の分野で日本が国際的に貢献をしていかなければならぬ、リーダーになつていかなければならぬ。そういうときに、三十数年間も国内の社会的な問題のまま引きずつてあることは、私は耐えられないことだ、お互いで不幸なことだ。したがつて、でき得れば和解で早く解決をすべきだと今も思つております。

ただ、これは私どもや國が決断すればすぐでき

ることとは思えないのですね。基本的にはやはり私が申し上げましたように、発生企業は責任を持つべきでありますから、そういう原告の方々と発生企業の間で和解が調べばそれで済むことなんですが、残念ながらこの発生企業には補償するという能力がございません。したがいまして、行政責任はないにもかかわらず、国としてやはり解決には責任を持たないこれは解決できないのじやなかろうかというのが、ずっと私が考えていることがあります。

それから一方、それだけではなしに、原告の方々あるいは裁判所に来ておられない方々、いろいろな要求をしておられます、その環境をお互いに、もう三十数年たつておりますから、本当に詳しいところまで調べ上げて、この方が水俣病だ、この方は違いますということはもう判定不能ですね。したがいまして、和解するには和解するだけの環境を、国だけではなくて、そういう方々の間でも環境をつくっていただくということが大変大事なことじやなかろうかなというふうに思っております。

○岩佐委員 行政の根幹ということが先ほどからたびたび出てきましてけれども、国の見解では、国は国民の活動にどこまで介入すべきか、国が責任を持つべき分野を過大に広く認めるならば過剰な規制を行わざるを得なくなるおそれすらある、こう言っているわけですから、水俣病で問われている問題の根本というのは、公害発生源である窒素の垂れ流しをいかに規制するかということがでした。それを、国は窒素の垂れ流しを規制してこなかつた、そういうところに大きな問題があるのではないかでしょうか。

こととし三月の熊本地裁の判決では、「被告国には、食品衛生法、水質保全法、工場排水規制法上の規制権限を違法に行使しなかつたことによつたことが後から違法に問われるケースになつたことから、水俣病被害を拡大させた責任がある」と明

確に国の責任を述べています。国は何ら規制の策

がないように余計な規制までせざるを得なくなるのではないかという危惧もございまして、それが國が國民の活動にどの段階でどこまで介入すれば、こういうふうに言えると思います。水俣病で問題を抱えている國の責任というのをまさにここにあります。

○森政府委員 若干お答えが長くなることをお許し賜りたいと思うのですが、この水俣病訴訟といふものははどういう訴訟であるかということを訴訟という観点からちょっと見てまいりますと、訴えに及ぼされた方、すなわち原告であります

が、原告の方が、自分は水俣病にかかっていると

いうことは一つ。そして、そのかかっている原因

はやはり司法の明確な判決という形での御判断を

得べきではないかというのが國の立場でございま

す。

○岩佐委員 私は別に、国民一般に対する過剰な規制をしなければいけないと、こうことを言つてい

るわけではありません。判決の國の責任の中身

も、そういう意味では國の責任をきちんと明示を

してある中身は常識的なものであるというふうに

思います。國に責任があるからこそ、國は現段階

として國の責任の一端として、チッソに対する金

融支援措置を行つたり、不十分であるけれども医

療費や療養手当を負担した総合対策事業を実施し

ているというふうに思います。先ほどお話をあり

ました平成三年十一月の中央公害対策審議会の答

申でも「結果として当時の環境保健行政等が國民

の期待に十分にこたえられず、そのことが今日の

水俣病問題が残されている一要因となつてゐる」

こういうふうに指摘をしています。「從来の対策

に加えて、地域における健康管理事業及び四肢末

端の感覚障害を有する者への医療事業を行つべ

き」だということでこの答申が出されてゐるわけ

です。

先ほど園田提案者の言われたことですけれど

も、國は企業活動による公害発生に対し厳しく

規制する義務を負つてゐると思います。企業が公

害を引き起こし、國がこれを防止する必要な規制

を怠り、そして多くの被害を出した場合には、加

ることがないように余計な規制までせざるを得なく

なるのではないかという危惧もございまして、そ

れを國が國民の活動にどの段階でどこまで介入す

べきかという大変難しい問題があるというのが一

点でございます。

それからもう一つは、究極的に國民に何らかの

負担が生じたというときに、原因者がはつきりし

ないけれども、そういうときに國民全体の負担に

よつてそれを救う、あるいは補てんをする、こう

いうケースに当たるわけでございますが、これも

また行政としては大変難しい問題であり、ゆるが

せにできない、こういうことになりますと、これ

はやはり司法の明確な判決という形での御判断を

得べきではないかというものが國の立場でございま

す。

○岩佐委員 私は別に、國民一般に対する過剰な規制をしなければいけないと、こうことを言つてい

るわけではありません。判決の國の責任の中身

も、そういう意味では國の責任をきちんと明示を

してある中身は常識的なものであるというふうに

思います。國に責任があるからこそ、國は現段階

として國の責任の一端として、チッソに対する金

融支援措置を行つたり、不十分であるけれども医

療費や療養手当を負担した総合対策事業を実施し

ているというふうに思います。先ほどお話をあり

ました平成三年十一月の中央公害対策審議会の答

申でも「結果として当時の環境保健行政等が國民

の期待に十分にこたえられず、そのことが今日の

水俣病問題が残されている一要因となつてゐる」

こういうふうに指摘をしています。「從来の対策

に加えて、地域における健康管理事業及び四肢末

端の感覚障害を有する者への医療事業を行つべ

き」だということでこの答申が出されてゐるわけ

です。

害企業が賠償するのは当然です。しかし企業が能

力がなかつた場合には、國が被害者救済をするの

は当然です。だからこそチッソへのさまざま金

融支援だとか総合対策事業が行われているんだと

いうふうに思います。

私たちはこういう経験だというふうに思つてい

ますけれども、先ほどから議論の中で申し上げま

したように、今本当にこれを放置をすることは、

みんな見解一致しているのです。これ以上放置

はできないということがありますので、連立政権にか

わつた。そういう皆さんの現地での期待もあるわ

けですね。細川総理が、環境庁長官がどういう和

解による決断をされるのか、これを注視されてお

りますので、ぜひこの点について全力で頑張つて

いただきたい、そのことを最後に長官に申し上げ

ます。もし御答弁がなければそれで、私の意見

を申し上げまして終わりたいと思います。——終

わります。

○奥田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○奥田委員長 この際、本案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聽取いたします。広中環境庁長官。

○広中國務大臣 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案に対する内閣の意見を申し上げます。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案については、政府といたしましては異存はございません。

○奥田委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。岩佐恵美君。

私は、日本共産党を代表して、水俣病の認定業

務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法

律案に対し、反対の討論を行います。

反対理由の第一は、本法が患者救済に役立っていないことです。本法施行後、現在までの約十四年実績は、認定申請三百十三件、処分件数は百四十六件、うち認定はたったの三十三件、棄却百七件、未処分百七十三件というあります。三年前回改正後の伸びは、申請で百三十五件、処分數で十四件、うち認定ゼロ、棄却十四件、その反面、未処分件数は三年前は五十九件であったにもかかわらず、現在は百十八件との間に五十九件も放置されたままになっています。

一方で、現在一高裁、六地裁に二千三百名を超える患者が訴訟を提起し、救済を求めて争つておる、本法は水俣病の認定業務を促進するための法律でありながら、何ら認定業務の促進になつてはいられない、患者救済は依然進んでいません。

第一は、これは、本法が水俣病認定申請者の長期間大量滞留及びチックの経営危機という事態を患者切り捨ての方向で打開するために、一九七八年、それまでの認定基準を大幅に改悪した事務次官通知とセットで出されてきたものと言えるからにはなりません。

現行の判断条件を改めることなく本法を改正延長しても、患者救済に役立たないばかりでなく、むしろ患者切り捨てを促進につながるものとなることは当然の帰結と言わなければなりません。

第三は、認定業務は自治体の事務という公害健康被害補償制度の大原則を崩したものであるといふことです。公害病の認定は、最も住民に近い立場にある自治体が行うべきであり、国での認定審査は、患者と審査業務を切り離し、その意味においても患者切り捨てにつながるものと言わざるを得ません。

第四は、今回で六度目の延長措置は、国や県の怠慢による認定業務のおくれを不作為の違法とした判決など一連の裁判対策、県や患者に対しても國も努力しているという体裁を繕うためのものでしかないということです。

水俣病は公式発見されてから既に三十七年が経

過し、被害者も高齢化しており、提訴以来既に二百二十人余りの原告患者が死亡しています。「生

きているうちに救済を」というのが被害者の切実な願いです。細川總理や広中環境庁長官も就任前解による解決に賛意を表し、熊本県が和総理でした。

したがって、今この時期に、このような真の患者救済には実効性が乏しい臨時措置法を延長するよりも細川總理が今臨時国会中にも、国が和解に踏み切る政治的な決断と被害者の早期全面救済を図るために行動をとることを強く要請します。

た。

○奥田委員長 これより採決に入ります。
園田博之君外七名提出、水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○奥田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

願いいたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奥田委員長 御異議なしと認めます。よって、

〔報告書は附録に掲載〕

長官。

○広中國務大臣 ただいま議題となりました環境基本法案及び環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○広中國務大臣 ただいま議題となりました環境基本法案及び環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

今日の環境問題は、地球環境という空間的広がりと、将来の世代にわたる影響という時間的な広がりを持つ問題となっております。環境問題は、質の高い実のある国づくりを目指す我が国にとって重要な政策課題であるばかりでなく、人類の生存基盤としての有限な環境を守り、次の世代へと引き継いでいくという、人類共通の課題でもあります。

我が国では、かつて経済の高度成長期において、環境汚染や自然破壊が大きな社会問題となり、これに対処するため、昭和四十二年の公害対策基本法の制定と共に引き続く昭和四十五年の公害関係十四法の制定または改正、昭和四十七年の自然環境保全法の制定等により、鋭意対策の推進を図ってまいりましたが、これらに基づく対策の推進及び国民や企業の努力によって、激甚な公害の克服やすぐれた自然環境の保全については、相当な成果を上げてまいりました。

しかし、その後の経済的発展の中での物質的にはより豊かになったものの、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動が定着するとともに、人口や社会経済活動の都市への集中が一層進んでおり、そのような中で、大都市における大気汚染や生活排水による水質汚濁等の都市・生活型公害等の改善は依然として進まず、また、廃棄物の量の増大等による環境への負荷は高まっており、さらに、身近な自然が減少を続けてお

ります。

また、地球温暖化やオゾン層の破壊、海洋汚染、野生生物の種の減少など、地球的大規模で対応すべき地球環境問題が生じ、人類の生存の基盤であるかけがえのない地球環境が損なわれるおそれがあります。我が国は本年五月、気候変動枠組み条約及び生物多様性条約を締結したところであります。今後とも地球サミットの成果も踏まえ、地球環境保全に積極的に取り組んでいく必要があります。

環境は生態系の微妙な均衡によって成り立つてゐる有限なものであり、人類は、このような環境をその生存の基盤として将来の世代をも含めて共存しております。このため、広く国民、ひいては人種が、環境の恵沢を享受するとともに、将来の世代に健全で恵み豊かな環境を継承することができるよう、適切にその保全を図らなければなりません。

今やこの環境を保全していくためには、環境の保全上の支障が生じないように科学的知見を充実して未然防止を図るとともに、国民一人一人が環境への負荷が人のさまざまな活動から生じていることを認識し、すべての者の公平な役割分担のもとに、自主的かつ積極的に経済社会システムのあり方や生活様式の見直しを行い、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することが求められています。

また、地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたつて確保する上での課題であること及び我が国の経済社会が国際社会と密接な相互依存関係にあることにかんがみれば、我が国は、その経験、能力等を踏まえ、世界の国々と手を携えて、地球環境保全に積極的に取り組んでいかなければなりません。

環境基本法案は、こうした要請にこたえ、環境

第十八条 国及び地方公共団体は、公害防止計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五節 国が講ずる環境の保全のための施設等

(国の施設の策定等に当たっての配慮)

第十九条 国は、環境に影響を及ぼすと認められる施設を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第二十条 国は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障の防止するための規制)

第二十一条 国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならぬ。

一 大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により行う公害を防止するためには、必要な規制の措置

二 土地利用に關し公害を防止するためには、必要な規制の措置

三 自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するためには、必要な規制の措置

四 採捕、損傷その他の行為であつて、保護す

ることが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに關し、その支

(公害及び自然環境の保全上の支障が共に生ずるか又は生ずるおそれがある場合にこれらを共に防止するために必要な規制の措置)

五 公害及び自然環境の保全上の支障が共に生ずるか又は生ずるおそれがある場合にこれらを共に定めるもののほか、国は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

六 生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

七 生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

八 生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

九 生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

十 生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

十一 生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

十二 生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

十三 生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

十四 生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

十五 生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

十六 生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

十七 生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

十八 生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

十九 生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

二十 生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

二十一 生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

二十二 生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

二十三 生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

あるときは、その効果が適切に確保されるようするため、国際的な連携に配慮するものとする。

第二十五条 国は、環境の保全に関する教育、学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び国民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう

するため、必要な措置を講ずるものとする。

第二十六条 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第二十七条 国は、第二十五条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

第二十八条 国は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

第二十九条 国は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するためには、必要な監視、巡回、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

第三十条 国は、環境の変化の機構の解明、環境への負荷の低減並びに環境が経済から受ける影響及び経済に与える悪況を総合的に評価するための方法の開発に関する科学技術その他の環境

(環境の保全に関する教育、学習等)
第二十五条 国は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び国民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう

するため、必要な措置を講ずるものとする。

第二十六条 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」とい

う。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第二十七条 国は、第二十五条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

第二十八条 国は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

第二十九条 国は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するためには、必要な監視、巡回、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

第三十条 国は、環境の変化の機構の解明、環境への負荷の低減並びに環境が経済から受ける影響及び経済に与える悪況を総合的に評価するための方法の開発に関する科学技術その他の環境

の保全に関する科学技術の振興を図るものとする。

2 国は、環境の保全に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他必要な措置を講ずるものとする。

(公害に係る紛争の処理及び被害の救済)

第三十一条 国は、公害に係る紛争に関するあつせん、調停その他の措置を効果的に実施し、その他の公害に係る紛争の円滑な処理を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 国は、公害に係る被害の救済のための措置の円滑な実施を図るために必要な措置を講じなければならない。

第六節 地球環境保全等に関する国際協力等

(地球環境保全等に関する国際協力等)

第三十二条 国は、地球環境保全に関する国際的な連携を確保することその他の地球環境保全に関する国際協力を推進するため必要な措置を講ずるよう努めるほか、開発途上にある海外の地域の環境の保全及び国際的に高い価値があると認められている環境の保全であつて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するもの(以下この条において「開発途上地域の環境の保全等」という。)に資するための支援を行うことその他の開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力を推進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、地球環境保全及び開発途上地域の環境の保全等(以下「地球環境保全等」という。)に関する国際協力について専門的な知見を有する者の育成、本邦以外の地域の環境の状況その他の地球環境保全等に関する情報の収集、整理及び分析その他の地球環境保全等に関する国際協力を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視、観測等に係る国際的な連携の確保等)

第三十三条 国は、地球環境保全等に関する環境の状況の監視、観測及び測定の効果的な推進を図るために国際的な連携を確保するように努めるとともに、地球環境保全等に関する調査及び試験研究の推進を図るために国際協力を推進するよう努めるものとする。

第三十四条 国は、地球環境保全等に関する環境の保全上の支障(以下この条において「公害等に係る支障」という。)を防止するために国際協力を推進する上で地方公共団体が果たす役割の重要性にかんがみ、地方公共団体による地球環境保全等に関する国際協力のための活動の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で民間団体等によって本邦以外の地域において地球環境保全等に関する国際協力のための自発的な活動が行われることの重要性にかんがみ、その活動の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際協力の実施等に当たっての配慮)

第三十五条 国は、国際協力の実施に当たつては、その国際協力の実施に関する地域に係る地球環境保全等について配慮するよう努めなければならない。

2 国は、本邦以外の地域において行われる事業活動に関し、その事業活動に係る事業者がその事業活動が行われる地域に係る地球環境保全等について適正に配慮することができるよう努めるものとする。

2 国は、本邦以外の地域において行われる事業活動に係る事業者がその事業活動が行われる地域に係る地球環境保全等について適正に配慮することができるよう努めるものとする。

る。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。

第三十七条 国及び地方公共団体は、公害又は自然環境の保全上の支障(以下この条において「公害等に係る支障」という。)を防止するために国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者(以下この条において「公的事業主体」という。)により実施されることが公害等に係る支障の迅速な防止の必要性、事業の規模その他の事情を勘案して必要かつ適切であると認められる事業が公的事業主体により実施される場合において、その事業の必要を生じさせた者の活動により生ずる公害等に係る支障の程度及びその活動がその公害等に係る支障の原因となると認められる程度を勘案してその事業の必要を生じさせた者にその事業の実施に要する費用を負担させることが適当であると認められるものについて、その事業の必要を生じさせた者にその事業の必要を生じさせた限度においてその事業の実施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずるものと

する。この場合において、都道府県は、環境の保全に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

第八節 費用負担及び財政措置等

(原因者負担)

(中央環境審議会)

第一章 環境審議会等

第一節 環境審議会

第四十一条 環境庁に、中央環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

一 環境基本計画に関する事項を規定する事項を処理すること。

二 内閣総理大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。

三 環境庁長官又は関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する重要な事項を調査審議すること。

(中央環境審議会の組織等)

四 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣、環境庁長官又は関係大臣に意見述べることができる。

(委員及び特別委員を置くことができる。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

(中央環境審議会の組織等)

3 委員及び特別委員は、環境の保全に関する学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 委員及び特別委員は、非常勤とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關する事項は、政令で定める。

(都道府県環境審議会)

第四十二条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関する基本的事項を調査審議させる等のため、都道府県環境審議会を置く。

2 都道府県環境審議会の組織及び運営に關するものとす

(国及び地方公共団体の協力)

第七節 地方公共団体の施策

第三十六条 地方公共団体は、第五節に定める国

の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的推進を図りつつ実施するものとす

る。

第三十九条 国は、地方公共団体が環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(都道府県に対する財政措置等)

第四十三条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関する基本的事項を調査審議させる等のため、都道府県環境審議会を置く。

要な事項は、その都道府県の条例で定める。

(市町村環境審議会) 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議する等のため、その市町村の条例で定めると

ころにより、市町村環境審議会を置くことがで

きる。

第二節 公害対策会議

(設置及び所掌事務)

第四十五条 総理府に、特別の機関として、公害対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公害防止計画に関するものほか、公害対策会議(以下「会議」という。)を置く。

3 環境基本法第十七条第一項に規定する事項を定める。

4 環境基本法第十七条第一項に規定する事項を定める。

5 環境基本法第十七条第一項に規定する事項を定める。

6 環境基本法第十七条第一項に規定する事項を定める。

7 環境基本法第十七条第一項に規定する事項を定める。

8 環境基本法第十七条第一項に規定する事項を定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十三条及び第四十四条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で

定める日から施行する。

理由

近年の我が国における環境問題に係る諸事情の変化、地球環境問題への対応の必要性の高まり等の環境問題の現況に鑑み、環境の保全に関する施設の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

針であつて同法の施行後初めて同法第十五条第三項の規定による開議の決定がされる日前に策定されるものについては、同法第十七条第二項の規定は、適用しない。

(地方自治法の一部改正)

第六条から第十一条まで 削除
第十三条第四項中「四十五人」を「四十人」に改める。

(都道府県公害対策審議会及び市町村公害対策審議会に関する経過措置)

別表第一(第二号の三中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第二号)」に改める。
別表第三(第二号の三中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第二号)」に改める。
「環境基本法」に、「あてはめる」を「当てはめる」に改める。

第四条 旧対策法第二十九条及び第三十条の規定は、環境基本法附則ただし書に規定する規定が施行されるまでの間は、なおその効力を有する。

第五条 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五条)の一部を次のように改正する。
別表第七第一号の表中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に、「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)」を「環境基本法(平成四年法律第四十二条第一項の規定による)」に改める。

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
別表第一(第二号の三中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第二号)」に改める。
「環境基本法」に、「あてはめる」を「当てはめる」に改める。

第六条から第十一条まで 削除
第十三条第四項中「四十五人」を「四十人」に改める。

第七条 自然公園法(昭和三十二年法律第六十号)の一部を次のように改正する。
別表第一(第二号の三中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第二号)」に改める。
「環境基本法」に、「あてはめる」を「当てはめる」に改める。

第七条 自然公園法(昭和三十二年法律第六十号)の一部を次のように改正する。
別表第一(第二号の三中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第二号)」に改める。
「環境基本法」に、「あてはめる」を「当てはめる」に改める。

第八条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。
別表第一(第二号の三中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第二号)」に改める。
「環境基本法」に、「あてはめる」を「当てはめる」に改める。

第八条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。
別表第一(第二号の三中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第二号)」に改める。
「環境基本法」に、「あてはめる」を「当てはめる」に改める。

第九条 環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第九条 環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

(自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正)
第二十一条 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第九条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第一号)第十六条第一項」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

第二十二条 総理府設置法(昭和二十四年法律第一百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第一号)」に改め、同条第六号中「公害対策基本法第九条第一項」を「環境基本法第十六条第一項」に、「行なう」を「行う」に改める。

(環境庁設置法の一部改正)

第二十三条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第一号)」に改め、同条第六号中「公害対策基本法第九条第一項」を「環境基本法第十六条第一項」に、「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条中地方自治法別表第七第一号の表の改正規定、第十条中大気汚染防止法第五条の三第二項の改正規定、第十二条中公害防止事業者負担法第二十条の改正規定、第十四条の規定、第十五条中水質汚濁防止法第二十二条の改正規定並びに第十六条中農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第三条第三項及び第五条第五項の改正規定は、環境基本法附則のただし書に規定する日から施行する。

理由
環境基本法の施行に伴い、
公害対策基本法を廃止するほか、自然環境保全法その他の関係法律の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。